

佐伯市障がい福祉計画 (第6期)
佐伯市障がい児福祉計画 (第2期)

(案)

令和2年12月

大分県佐伯市

ごあいさつ



未定稿

令和3年 月

佐伯市長

田中利明

目 次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の位置づけ.....	4
(1) 法的根拠.....	4
(2) 他の計画との関係.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画における障がい者の定義.....	5
5 計画の策定体制.....	7
(1) 佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の開催.....	7
(2) パブリックコメントの実施.....	7
第2章 計画の推進体制.....	8
1 関係機関との連携.....	8
2 計画の進捗管理及び点検.....	8
第2部 障がい福祉計画（第6期）.....	9
第1章 計画の基本的考え方.....	10
第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計等.....	12
1 令和5年度の目標の設定.....	12
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	12
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	13
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	13
(4) 福祉施設から一般就労への移行.....	14
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	15
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	15
2 その他障がい者の周辺環境整備に関する施策.....	16
(1) 成年後見制度の推進について.....	16
(2) 手話言語条例の制定と施策の推進について.....	16
(3) 障がい福祉人材の確保に係る施策の推進について.....	16
3 障がい福祉サービス.....	17
(1) 訪問系サービス.....	17
(2) 日中活動系サービス.....	19
(3) 居住系サービス.....	25
(4) 相談支援事業（サービス利用計画作成）.....	27

4 地域生活支援事業	29
(1) 必須事業	29
(2) 任意事業	35
第3部 障がい児福祉計画（第2期）	39
第1章 計画の基本的考え方	40
第2章 児童福祉法上のサービスの事業量の推計等	41
1 令和5年度の目標の設定	41
2 児童福祉法上のサービス	42
(1) 児童発達支援	42
(2) 医療型児童発達支援	42
(3) 放課後等デイサービス	43
(4) 保育所等訪問支援	43
(5) 居宅訪問型児童発達支援	44
(6) 障害児相談支援	44
資料	46
用語集	47
佐伯市地域自立支援協議会設置要綱	49
佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱	51
佐伯市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿	54

第 I 部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以降、障害者虐待防止法という)」の制定、「障害者自立支援法」を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以降、障害者総合支援法という)」の制定等の法整備を行ってきました。これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が一層強化されることになりました。

大分県では、昭和56年度に「障害者対策に関する大分県長期行動計画」を策定して以降、平成6年度には第2期の基本計画となる「障害者施策に関する大分県長期行動計画」、その後平成30年度までの間は「大分県障がい者基本計画(第3期～第4期)」を策定した上で、障がい者の総合的な施策推進を行ってきました。平成31年度(令和元年度)には「大分県障がい者基本計画(第5期)」と障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保を図るための計画である「大分県障がい福祉計画(第5期)」、「大分県障がい児福祉計画(第1期)」を一本化し、「大分県障がい者計画」を策定し、より分かりやすい総合計画として策定されました。

本市でも、障がい者に関する施策・事業は、「障がいのある人々が自立した生活を送るとともに、ノーマライゼーションの理念を更に浸透させ共生社会の実現を目指す」ことを基本理念とした「佐伯市障がい者計画(第3次)」(平成30年度～令和5年度)に基づき進められているとともに、具体的なサービス提供環境については「佐伯市障がい福祉計画(第5期)」、「佐伯市障がい児福祉計画(第1期)」によって進められています。

近年の共生社会実現に係る機運の高まりや障がい者の社会参加の促進のほか、障害者差別解消法に基づく合理的配慮による障がい者を取り巻く周辺環境の変化など、障がいのある人をとりまく制度や環境は、大きく変化しています。それに伴い関連する法制度や環境、計画との整合性を取りつつ、新たな課題やニーズに対応していく必要があります。

今回の計画策定に関しては、現行の「佐伯市障がい福祉計画(第5期)」、「佐伯市障がい児福祉計画(第1期)」が令和2年度に終了することから、これらの関連する法制度との整合性を踏まえ、令和3年度を初年度とする「佐伯市障がい福祉計画(第6期)」、「佐伯市障がい児福祉計画(第2期)」(以下、「障がい福祉計画等」という。)を新たに策定するものです。

【国の主な動向と大分県、佐伯市の動向】

年	国	大分県		佐伯市	
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施 5か年計画	大分県障害がい福祉計画（第1期）	障害がい福祉計画（第1期）
H19	◇障害者権利条約署名				
H20	◇児童福祉法の改正				
H21					
H22					
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行				
H24	◇障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画（第3次）	重点施策実施5か年計画	大分県障害がい福祉計画 第3期	障害がい者計画
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行				
H26	◇障害者権利条約の批准				
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行				
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行				
H29					
H30		障害者基本計画（第4次） （～R4年度）	大分県障害がい者基本計画 第4期	大分県障害がい福祉計画（第3期）	障害がい者計画（第2次）
R1 (H31)					
R2					
		障害者基本計画（第4次） （～R4年度）	大分県障害がい者基本計画 第5期（～R5年度）	大分県障害がい福祉計画（第5期） 大分県障害がい福祉計画（第1期）	障害がい者計画（第3次） （～R5年度）

※「大分県障害がい者基本計画（第5期）」、「大分県障害がい福祉計画（第5期）」、「大分県障害がい福祉計画（第1期）」については、平成31年度（令和元年度）に「大分県障害がい者計画」へ統合されています

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画の法的根拠は以下のとおりです。

【障がい福祉計画（第6期）】

障害者総合支援法第 88 条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障がい福祉計画」であり、障がい福祉サービスの種類ごとに、必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示す計画です。

【障がい児福祉計画（第2期）】

児童福祉法第 33 条の 20 で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障がい児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の提供体制の整備目標などを示す計画です。

(2) 他の計画との関係

この計画は、国の「障害者基本計画」、県の「大分県障がい者計画」を踏まえ、「佐伯市総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

	平成 27 年度 ～ 平成 29 年度	平成 30 年度 ～ 令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
佐伯市障がい者計画 (第3次)	第2次	第3次			
佐伯市障がい福祉 計画(第6期)	第4期	第5期	第6期		
佐伯市障がい児福祉 計画(第2期)		第1期	第2期		

4 計画における障がい者の定義

この計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）、さらに、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象としています。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1)～(3)略

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の法令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて

佐伯市では、障がいのある方の思いを大切に、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文書等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、本計画書では、法令の名称や団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることを期待されます。

5 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、以下のような取組を行いました。

(1) 佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の開催

佐伯市障がい福祉計画、佐伯市障がい児福祉計画の策定に当たっては、福祉関係団体、地域住民組織、医療関係団体等の代表等からなる「佐伯市障害者福祉計画等策定委員会」を開催し、その意見を計画に反映させました。

(2) パブリックコメントの実施

計画については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映しました。

意見収集期間：令和2年12月24日から30日間

第2章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労等多岐にわたっているため、障がい福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施に当たっては、佐伯市地域自立支援協議会、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携をはじめ、近隣市町との連携を図りながら、大分県障がい者計画に基づく障がい福祉サービス圏域によるサービスの広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、ハローワークをはじめとする国・県の関係各機関との連携を図っていきます。

2 計画の進捗管理及び点検

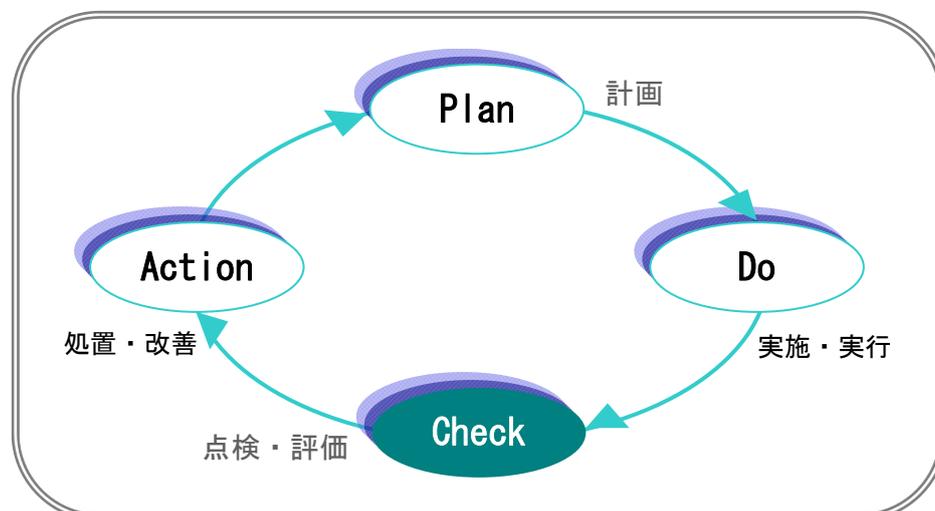
計画策定後の進捗管理及び点検については、障がい者の代表、福祉・医療・保健の関係者、障がい福祉に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員、学識経験者などで構成される「佐伯市障害者福祉計画等策定委員会」のメンバーにより、定期的を実施します。

また、「佐伯市地域自立支援協議会」と連携しながら、個別のケース検討や各種福祉サービスの現状把握といった詳細な計画の運営・管理をしていきます。

今後も、協議会内の下部組織である専門部会や定例会の協議結果、意見等を協議会を通じて障がい福祉施策へ反映する体制の確立に努めていきます。

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議し、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Action）のサイクルの着実な実行に努めます。

■ PDCAサイクルのプロセスのイメージ ■



第2部 障がい福祉計画（第6期）

第1章 計画の基本的考え方

佐伯市障がい者計画（第3次）の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる6つを基本方針とし、その推進を図ります。

基本方針1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

基本方針2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進します。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は、精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障がい者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることについて周知を図ります。

基本方針3 入所・入院等からの地域生活移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

特に入所から地域生活への移行に関して、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制整備を推進する必要があるため、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保に努めます。

基本方針4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保等に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次のような取組等を一体的に実施することを検討しつつ、体制整備を進めます。

- 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援

- 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ケアし支えあう関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

基本方針 5 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について、関係者が協力して取り組んでいきます。

基本方針 6 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきと考えます。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律（令和元年法律第 40 号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計等

1 令和5年度の目標の設定

国の成果目標に基づき、地域における課題等を踏まえ、令和5年度末における数値目標等を設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【目標設定の考え方】

国の成果目標としては、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとなっています。目標値設定に当たっては、令和元年度末時点を基準とし、施設入所者数を1.6%以上削減するとともに、施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするを基本として算定することとされています。

本市においては、施設入所者数の削減は国の指針に準じて3人の減として算定します。ただし、施設入所者の地域移行については、国の指針における移行目標が6%であり計算上は11人となるが、地域移行の実績は平成30年度が0人、令和元年度が1人である等国の指針が示す数と大きな乖離があります。あわせて社会資源整備が不十分な状況であることから6%の達成は困難であると考えため、移行目標は3%として目標値を設定します。

【施設入所者の地域生活への移行】

年度末時点入所者数		【目標値】	
令和元年度 (A) 【実績】 (R2.3.31 時点)	令和5年度 (2020年度) (B)	削減見込 (A - B)	地域生活 移行者数
169人	166人	3人(※1)	6人(※2)

目標値に係る計算について

※1 令和元年度実績 169人×削減目標 1.6%÷3人減を目標とする

※2 令和元年度実績 169人×移行目標 3%÷6人

(参考) 令和元年度実績 169人×移行目標 6%÷11人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【 目標設定の考え方 】

市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し運営を行っていく必要がありますが、本市においては地域自立支援協議会及びその下部組織である部会において、障がいの種別に関わらず全ての障がい者の地域移行を主要目標に掲げ活動を続けています。

部会は取り扱う内容ごとに地域生活支援部会、権利擁護・虐待防止部会、就労支援部会、子ども支援部会、サービス等利用計画部会が設立されそれぞれ協議を行っており、当該機能を以て精神障がい者の地域移行に係る協議の場とみなしてきました。

令和5年度までの目標設定として、国の指針に準じた精神障がい者の地域移行に特化して協議する場の設置に係る必要性について検討を行います。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【 目標設定の考え方 】

国の成果目標においては、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（①相談機能の強化、②体験の機会・場の機能の強化、③緊急時の受け入れ・対応の機能の強化、④専門的人材の確保・養成の機能の強化、⑤地域の体制づくりの機能の強化）を有した地域生活拠点等について令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする、とあります。

本市においては、平成29年度末において、障がい者相談新センター「すきっぷ」による相談対応及び事業所連携を以て、地域生活拠点等の面的整備が行われているとみなしたところですが、今後も機能の充実化を図ることは急務であると考えます。

本計画に係る具体的指標として、令和5年度末までに緊急時の受入・対応の機能の強化を目的に、障がい者の緊急受入体制の整備及び緊急時における事業所職員の24時間対応を可能とする体制の整備を進めていくものとします。また、専門的人材の確保・養成の機能の強化として、福祉人材の確保について方法の検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【 目標設定の考え方 】

国の成果目標に基づき、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とします。具体的には、就労移行支援事業は1.30倍以上、就労継続支援A型事業は1.26倍以上、就労継続支援B型事業は1.23倍以上を目指すこととします。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする、とされています。

本市においては、国の指針に準じた目標値を設定し、一般就労への移行を推進します。

【福祉施設から一般就労への移行等】

一般就労移行者数				
令和元年度 【実績】	令和5年度 【目標値】	一般就労移行者数令和5年度【目標値】の内訳（※2）		
		就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型
8人	11人（※1）	3人	1人	7人

就労定着支援事業の 利用者数		就労定着支援事業所数		
令和元年度 【実績】	令和5年度 【目標値】	令和元年度 【実績】	令和5年度 【目標値】	うち定着率8割 以上の事業所数
3人	8人（※3）	0事業所	1事業所	1事業所

目標値に係る計算について

※1 令和元年度実績8人×移行目標1.27≒11人を目標とする

※2 令和元年度実績×目標率を算定し以降のとおり目標とする

就労移行支援 2人×1.3倍≒3人

就労継続支援A型 0人×1.26倍≒0人よって1人

就労継続支援B型 6人×1.23倍≒7人

※3 令和5年度一般就労移行者目標値11人×就労定着支援利用目標0.7≒8人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【 目標設定の考え方 】

国の成果目標においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする、とあります。

本市においては、障がい者相談支援センター「すきっぷ」を相談支援の拠点として設置し、市内3事業所に委託しています。相談員は障がいの種別ごとに3名確保し相談体制の整備を行っています。

相談の内容については、疾病の理解、障がい福祉サービスの利用をはじめ暮らしや権利擁護にいたる様々な内容について総合的に対応しています。

今後は、市内の一般相談支援事業所等と連携を深めながら「すきっぷ」以外の拠点となる相談支援体制の整備についても検討を行っていきます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【 基本指針による目標設定の考え方 】

国の成果目標において、市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等提供できているのか検証することが望ましい。また、適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そのため都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用をはじめとする障がい福祉サービス等の質の向上をさせるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする、と示されています。

本市においては、障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ市職員を参加させ効果的、効率的なサービス提供について知識を深めるとともに、地域自立支援協議会のサービス等利用計画部会と審査結果内容の情報共有等、今後の連携について検討を行います。

2 その他障がい者の周辺環境整備に関する施策

国の基本指針以外で、令和5年度までに実施する施策について設定しました。

(1) 成年後見制度の推進について

障がい者の権利擁護を目的とした成年後見事業の援助について、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に謳われており、国においては成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）に基づき成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。

本市においては、促進法に基づく制度利用の促進に関する基本的な事項を調査審議する審議会において、市町村計画の策定を予定しています。

市町村計画については、障がい者及び高齢者に係る内容が包括されて策定されて、高齢者福祉計画内に記載され、令和3年3月に策定を予定しています。今後は、障がい者に係る制度利用についても、当該計画により推進されます。

(2) 手話言語条例の制定と施策の推進について

手話が言語であることを明確にする手話言語条例は、令和3年3月に制定を予定しています。今後は聴覚障がい者団体等と年1回以上の協議を行い、聴覚障がい者の意見を集約した上で、条例に基づいた施策の検討を行います。

また、協議における意見や現状の把握等により手話の理解の促進、普及に必要な施策や手話による円滑な意思疎通の支援に関する施策等が必要とされた場合は、行政施策、教育施策など施策の方向性に関わらず積極的な実施に努めます。

(3) 障がい福祉人材の確保に係る施策の推進について

本市の障がい福祉サービス提供体制について、今後の継続的な安定供給、提供体制の充実化を図っていくためには社会資源の確保が重要であり、またそれに伴い業務に携わる人的資源の確保が必須となります。本市においては、介護分野、保育分野、雇用分野等と連携を図りつつ以下の点について検討を行い、障がい福祉人材の確保に努めます。

- ① 障がい福祉サービス提供事業所の紹介等を通じて、働きがいのある職場であることの周知を図ります。
- ② 障がい福祉サービス提供事業所と情報を共有し、円滑な就労の促進を目的とした支援策について検討を行います。
- ③ 大分県介護研修センター主催の研修等、人材育成の場において、障がい福祉サービスを主体とした研修開催について働きかけるなど、障がい福祉に関する理解の浸透を図ります。

3 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される令和5年度（2023年度）までの見込量を設定しました。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がい者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画での見込量を下回っていますが、利用人数は横ばいの状況です。第6期計画の見込量については、令和元年度までの利用者数及び利用時間数の実績、施設や精神病院からの地域移行者の利用を見込み、令和5年度（2023年度）には利用人数を85人、月平均15.0時間の利用と見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		見込量	時間/月	1,330	1,400	1,540	1,326	1,378	1,430	1,215	1,245
居宅介護 (ホームヘルプ)	見込量	利用人数/月	95	100	110	102	106	110	81	83	85
	実績	時間/月	1,262	1,220	1,228	1,082	1,203	1,174			
		利用人数/月	92	87	85	88	80				

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画期間では、毎年1名から2名の利用がありました。第6期計画では直近の利用動向から1人の利用を想定し、利用時間は1か月当たり10時間を見込みます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		見込量	時間/月	60	60	60	20	20	20	10	10
重度訪問介護	見込量	利用人数/月	3	3	3	1	1	1	1	1	
	実績	時間/月	0	0	52	268	10	8			
		利用人数/月	0	0	1	2	1	1			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画期間では、見込量を下回る実績となっています。第6期計画の見込量については、共生社会推進に係る在宅の視覚障がい者数増加を予想して令和5年度（2023年度）には利用人数を17人、月平均7.0時間の利用と見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		同行援護	見込量	時間/月	108	120	120	200	200	200	105
利用人数/月	9		10	10	20	20	20	15	16	17	
実績	時間/月	183	192	145	140	90	96				
	利用人数/月	17	19	19	20	13	14				

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障がい者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画では、見込量を下回る実績となっています。第6期計画の見込量については、共生社会推進に係る在宅の障がい者数増加を予想して、令和5年度（2023年度）には利用人数を17人、月平均12.8時間の利用と見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		行動援護	見込量	時間/月	280	308	350	190	190	190	192
利用人数/月	20		22	25	19	19	19	15	16	17	
実績	時間/月	180	165	190	195	167	192				
	利用人数/月	17	17	16	15	13	14				

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

《見込量の考え方》

第5期計画期間の利用実績はありません。第6期計画では1か月当たり、1人が利用し、300.0時間のサービス提供を見込みます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		重度障害者等 包括支援	見込量	時間/月	372	372	372	372	372	372	300
利用人数/月	1			1	1	1	1	1	1	1	1
実績	時間/月		0	0	0	0	0	0			
	利用人数/月		0	0	0	0	0	0			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

[確保の方策]

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 重度障がい者のニーズを把握し、適正規模の事業量確保につながるよう環境の整備に努めます。
- 参入事業者とサービス提供事業所、医療機関等の連携整備について、援助を行います。

、(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

《見込量の考え方》

第5期計画期間では実績が見込量をわずかに下回りましたが、ほぼ横ばいで移行しています。

第6期計画の見込量については、令和元年度までの利用者数及び利用時間数の実績、施設からの地域移行者や支援学校卒業者等の新規利用等の影響を見込み、令和5年度(2023年度)には利用人数を240人と見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		生活介護	見込量	人日/月	4,910	4,990	5,070	5,000	5,000	5,000	5,064
利用人数/月	245			250	255	250	250	250	240	240	240
実績	人日/月		4,880	4,969	5,071	4,932	5,051	4,753			
	利用人数/月		235	238	242	238	239	237			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

[確保の方策]

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 相談支援機能を活用し、施設から地域移行が可能な施設入所者、在宅でサービスを利用していない障がいのある方への連携を行います。

② 自立訓練

②-1 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画期間では利用者は増加傾向にあり、およそ見込量を上回っている状況です。第6期計画の見込量については、サービス提供の利用実績、地域移行の推進による新規利用の増加等を想定し、令和5年度（2023年度）において7人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人日/月	260	260	260	60	60	60	124	124	144
		利用人数/月	20	20	20	4	4	4	6	6	7
	実績	人日/月	75	65	57	32	103	128			
		利用人数/月	5	4	4	2	5	6			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

②-2 自立訓練（宿泊型自立訓練）

知的障がい者・精神障がい者を対象とし、居宅その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を通じて、地域生活への移行を目指します。

《見込量の考え方》

令和2年度において、6人の利用実績を見込んでいます。市内にサービス提供事業所がないこと及び宿泊型自立訓練の標準利用期間が2年と限られていることから大きな伸びは見込まれないことが予想されますが、地域移行者による利用等により今後も同様の状況が継続することを想定し、令和5年度（2023年度）において6人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		自立訓練 (宿泊型自立訓練)	見込量	人日/月	183	213	244	210	210	210	180
		利用人数/月	6	7	8	8	8	8	6	6	6
	実績	人日/月	139	208	174	121	179	179			
		利用人数/月	5	8	6	4	6	6			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

②-3 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障がい者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

《見込量の考え方》

令和2年度において、3人の利用実績を見込んでいます。市内にサービス提供事業所がないことから大きな伸びは見込めませんが、地域移行の推進による新規利用の増加等を想定し、令和5年度（2023年度）において5人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日/月	66	66	66	45	45	45	43
		利用人数/月	3	3	3	2	2	2	3	4	5
	実績	人日/月	24	47	50	85	43	74			
		利用人数/月	1	2	3	5	3	3			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

[確保の方策]

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 相談支援機能を活用し、地域生活移行の手段のひとつとして、本サービスが必要な障がいのある方への情報提供に努めます。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画の利用実績は見込量を下回っています。

令和2年度で10人の利用実績を見込んでおり、現在本市内のサービス提供事業所は1箇所です。今後一般就労へつなぐことが可能な障がい者が大幅に増えることも想定できな

いながらも就労を促進していくことが必要であることから実績を上回る目標値を設けます。

第6期計画の見込量については、サービス利用の促進や支援学校卒業者の新規利用等を見込み、令和5年度（2023年度）において13人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		就労移行支援	見込量	人日/月	300	360	400	255	255	255	232
利用人数/月	15			18	20	17	17	17	11	12	13
実績	人日/月		151	254	273	200	232	192			
	利用人数/月		10	13	14	10	11	10			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 就労継続支援サービスから一般就労への移行について、行政、就労支援機関、企業等が連携を密にして対応を図り、移行者の増加に努めます。

④ 就労継続支援

④-1 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画では、ほぼ見込量どおりの利用実績となっています。令和2年度で、35人の利用実績を見込んでおり、現在、本市内のサービス提供事業所数は2箇所です。

第6期計画最終年度に当たる令和5年度（2023年度）においては、地域移行支援の推進により在宅による生活とともに就労機会の確保について推進を行う必要があることから、サービス利用への働きかけを行うこと等により、令和2年度実績見込みを上回る37人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		就労継続支援 A型	見込量	人日/月	600	600	700	700	700	700	711
利用人数/月	30			30	35	35	35	35	35	36	37
実績	人日/月		717	793	609	682	671	672			
	利用人数/月		36	38	30	35	33	35			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

④-2 就労継続支援（B型）

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結び付かなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画において利用者は増加しており、令和2年度では、計画の見込みを上回る274人の利用実績を見込んでいます。また本市内のサービス提供事業所数は10箇所です。

第6期計画の見込量については、利用者数及び利用時間数の実績の推移、施設からの地域移行者や支援学校卒業者等の新規利用を見込み、令和5年度（2023年度）には利用人数を287人と見込んでいます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		就労継続支援	見込量	人日/月	4,680	4,680	5,040	4,860	4,860	4,860	5,162
		利用人数/月	260	260	280	270	270	270	279	283	287
B型	実績	人日/月	4,670	4,667	4,770	4,834	5,004	5,061			
		利用人数/月	256	260	258	267	271	274			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 一般就労が困難な障がいのある方に、その障がい特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労について対応を進めます。
- 「佐伯市障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、事業実施事業所への物品、役務の優先的発注を行い、利用者の賃金向上に努めます。
- 将来的な一般就労を見据えたサービスの提供に努めます。

⑤ 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

《見込量の考え方》

第5期計画から開始されたサービスです。本市内には1事業所が整備されています。一般就労後の離職を防止するために非常に有効なサービスであることから、今後も利用の促進を図り、令和5年度（2023年度）の目標値を8人に設定しました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
就労定着支援	利用人数/月				2	6	10	5	6	8
	利用人数/月				3	3	3			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスをを行うなど事業展開に援助を行います。
- 相談支援事業所が中核となり就労移行支援事業所と就労定着支援事業所について、情報を連携させることで就労定着支援サービスの利用活性化を図ります。

⑥ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。

《見込量の考え方》

第5期計画での利用実績はほぼ計画どおりとなっています。

令和2年度末で19人の利用実績を見込んでおり、サービス対象者は疾病状況等により限定されるため、大きな増減は見込まれず今後も現在の状況が移行するものと想定し、令和5年度（2023年度）において19人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量
療養介護	利用人数/月	24	24	25	18	18	18	19	19	19
	利用人数/月	20	18	18	19	19	19			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

⑦ 短期入所

自宅で介護する人が病気等の理由により障がい者を介護することができない場合に、障がい者施設支援等において、短期間、夜間も含め、入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

《見込量の考え方》

短期入所（福祉型）については、令和2年度末で3人の利用実績を見込んでいます。また、本市内のサービス提供事業所は4事業所となっています。

第6期計画の見込量については、第5期計画の利用者数及び利用時間数の実績を考慮して、令和5年度（2023年度）の1か月当たりの利用者を7人と見込みました。

短期入所（医療型）については、市内にサービス提供事業所がなく、実績もほぼない状況ではありますが、令和5年度（2023年度）の1か月当たりの利用者を3人と見込みます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		短期入所 (福祉型)	見込量	人日/月	128	142	178	210	210	210	60
		利用人数/月	13	14	18	35	35	35	5	6	7
	実績	人日/月	109	107	41	79	36	36			
		利用人数/月	12	13	13	9	3	3			
短期入所 (医療型)	見込量	人日/月	16	18	22	15	15	15	15	15	15
		利用人数/月	5	6	7	3	3	3	3	3	3
	実績	人日/月	6	22	0	18	0	0			
		利用人数/月	3	6	0	3	0	0			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

【確保の方策】

- 相談支援事業所を中心にサービス提供事業所、関係機関等と連携し、緊急時等のサービス利用要望に対しても対応できるよう体制整備の働きかけを行います。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障がない障がい者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

《見込量の考え方》

令和2年度で134人の利用実績を見込んでいます。現在における本市内のサービス提供事業所は、14事業所となっています。

第6期計画の見込量については、地域移行者、新規利用者を考慮した上で、令和5年度（2023年度）において139人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		共同生活援助	見込量	利用人数/月	95	100	105	120	120	120	135
	実績	利用人数/月	103	112	116	127	133	134			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 地域移行の受入先として主要な位置付けとなるサービスであるため、積極的な整備の促進を図ります。

② 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

《見込量の考え方》

令和2年度で167人の利用実績を見込んでいます。本市内のサービス提供事業所は2事業所となっています。

第6期計画の見込量については、地域移行促進を目的とした国の指針により施設入所者数の削減割合の目標があることから、現状よりも少ない入所数を見込む必要があります。よって令和5年度（2023年度）の利用人数を166人と見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
		施設入所支援	見込量 利用人数/月	180	178	175	172	172	172	167
	実績 利用人数/月	179	175	177	169	169	167			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

【確保の方策】

- 参入を希望する事業者に対して本市の状況等について情報提供を行うとともに、事業認可に係るアドバイスを行うなど事業展開に援助を行います。
- 国の指針による目標値を設定する必要があることから、令和5年度の入所者見込は令和元年度実績に対して減となっていますが、今後も社会資源の確保は必要であるため新規の事業所整備について推進していきます。

③ 自立生活援助

一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

《見込量の考え方》

第5期計画から開始されたサービスとなります。本市内に提供事業所がなく利用実績もないことから、現状では今後の利用について見込めないところですが、地域移行において有効なサービスであることから今後も毎年度の利用者を3人見込みます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
		自立生活援助	見込量 利用人数/月				3	3	3	3
	実績 利用人数/月				0	0	0			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

(4) 相談支援事業（サービス利用計画作成）

① 計画相談支援

支給決定を受けた障がい者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障がい者の心身の状況や置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

② 地域相談支援（地域移行支援）

精神科病院に入院している精神障がい者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

《見込量の考え方》

計画相談支援サービスとは、本市内に11箇所ある指定特定相談支援事業所において、障がい福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画を策定するサービスです。

地域移行支援サービスは、施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等が地域で暮らすことを目的とし、また、地域定着支援サービスについては地域で一人暮らしに移行した方等の支援を行うことを目的として相談等を行うサービスとなります。

計画相談支援サービスに関しては、障がい福祉サービスの提供総数の推計値を根拠として件数を想定しました。地域移行支援サービス及び地域定着支援サービスに関しては第5期計画期間においてほぼ実績がない状況ですが、地域移行推進のため必要とされるサービスであることから、それぞれ1か月当たり1件を見込みます。なお、第5期計画までは各年度の利用者数を計上してきましたが、サービス提供月による増減があり年度ごとの状況把握が困難でしたので、第6期計画からは年間を通じた1か月当たりの平均値を計上することとしました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
計画相談支援	見込量	利用人数/月	60	65	70	120	120	120	151	153	156
	実績	利用人数/月	78	127	118	142	154	152			
地域移行支援	見込量	利用人数/月	1	1	1	5	10	15	1	1	1
	実績	利用人数/月	0	0	0	0	1	1			
地域定着支援	見込量	利用人数/月	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	利用人数/月	0	0	0	0	0	0			

※1 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

※2 令和3年度以降の見込量は、年間を通じた1か月当たりの平均量で計上

【確保の方策】

- 全てのサービス利用の際、本サービスが起点となることから、特定指定相談支援事業所の数及び専門性の高い相談支援専門員の確保に努めます。
- 相談支援専門員等のサービス等利用計画作成従事者の資質向上のため、地域自立支援協議会の部会等において、困難ケースの対応に関する協議や知識、経験を共有する場を設けます。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるように、地域の実情や障がい者の特性に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施に当たっては市町村が実施主体ですが、事業の全部又は一部を委託して実施することが可能となっています。なお、本事業には、「理解・促進研修啓発事業」、「相談支援事業」、「意思疎通（コミュニケーション）支援事業」、「日常生活用具給付等事業」等の必須事業と「福祉ホーム事業」、「訪問入浴サービス事業」等の任意事業があります。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

第5期計画中では、障がい者アートの展示やダンスなどのステージイベント発表などを行う「佐伯市福祉ふれあいセミナー～アートザウルス～」を開催しています。今後も障がい者の暮らしやすい共生社会づくりを目指して、様々な啓発活動を行います。

② 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な相談などを行う事業です。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会と連携を図りながら相談支援事業の実施状況報告等あらゆる情報を共有し、地域の関係機関の連携強化を推進します。

本市では3事業所に業務委託を行い、身体障がい、知的障がい、精神障がい、障がい児等様々な障がいに対応できる体制を整えています。また相談者の利用に際して金銭的負担はありません。

当相談支援事業は、本市の障がい者が継続的に地元地域で暮らし続けることができる体制を整備する事業である「地域生活拠点等整備事業」において、障がい者が最初に立ち寄るスタート地点であるとともに、各種サービスへとつなげていく核となるものです。今後も機能の強化等を検討しつつ、業務の適正な執行に努めていきます。

【主な取組】

平成23年4月より、市内来島町の佐伯市福祉センター内に「佐伯市障がい者相談支援センター」を設置しましたが、「場所が分かりにくい」、「利便性が悪い」等の意見があったため、平成27年4月から佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内の同一箇所に「佐伯市相談支援センター」と「障がい者就業・生活支援センター」を設置することで、地域の相

談支援の拠点と位置づけ、相談支援体制の拡充を図りました。

身体・知的・精神・児童の各分野の専門知識を持つ相談員が常駐することにより、利用者それぞれの障がい特性や実情に応じた的確な情報の提供や助言を、身近なところで気軽に受けられるよう、医療機関、サービス提供事業所、自治会、民生委員等の関係機関と連携を密にしながら相談・支援体制の充実を図ってきました。

また、総合的な相談業務や権利擁護事業の充実及び地域移行・地域定着の促進を図るための「基幹相談支援センター」設置を進めてきましたが、現時点では「基幹相談支援センター」の設置はできていません。ただし、「佐伯市相談支援センター」を核として機能的には充足しているものと認識しています。

【サービスの推移と見込量】

		単 位	第4期			第5期			第6期		
			平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
障がい相談支援事業	見込量	委託箇所数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	実績	委託箇所数	3	3	3	3	3	3			
地域移行支援	見込量	有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	実績	有無	無	無	無	無	無	無			
地域定着支援	見込量	有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	実績	有無	有	有	有	有	有	有			

※実績値 令和2年度は見込み

③ 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するネットワークの中核となる協議組織です。委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、相談支援事業者等が開催する個別支援会議からみえてくる地域課題の認識及び解決方法の検討、社会資源の開発・改善、障がい福祉計画についての意見や答申などを行います。

本市では、平成19年度の自立支援協議会設置以後、専門部会の設置をはじめとして、協議・研究を実施してきました。令和3年度以降も引き続き、行政、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、地域等が連携し、困難事例や個別支援会議からの現状・課題を共有・認識の上、専門部会等で議論を行い、社会資源の改良・開発を推進し、施策に反映することにより地域課題の解決及び地域資源のネットワークによる支援体制の構築について取り組みます。

また、福祉現場の人材により構成されている専門部会の特性を生かして、地域生活拠点等整備に係る事業実施について考察のほか、医療的ケア児、精神障がい者の問題把握等多方面の協力を働き掛けたいと考えています。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
		見込量	有無	有	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	実績	有無	有	有	有	有	有			

※実績値 令和2年度は見込み

④ 成年後見制度利用支援事業（報酬等助成）

成年後見制度とは、民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度です。

当事業は、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者、精神障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難である者に、申し立て経費等を助成します。具体的には、権利財産の擁護のため、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人報酬の全部又は一部を助成します。

【主な取組】

- 相談支援事業との連携により利用の拡大を図るとともに、制度の周知から個人申し立ての申請事務の指導等の支援体制を強化します。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
		見込量	有無	有	有	有	有	有	有	有
成年後見制度 利用支援事業	実績	有無	無	無	無	有	無	無		

※実績値 令和2年度は見込み

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的として事業展開を行います。

【主な取組】

- 本市が、適切な事業運営が確保できると認められる団体に対して、法人後見支援について委託することで、成年後見支援センター（中核機関）等の整備促進を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

⑥-1 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等がコミュニケーションを円滑に行うために、手話により会話をすることができる手話通訳者を派遣します。

⑥-2 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等がコミュニケーションを円滑に行う、あるいは会議等の内容を理解するために、話された内容を要約して文字にすることで聴覚障がい者等へ伝えることのできる要約筆記者を派遣します。

【主な取組】

事業を担う手話通訳者や要約筆記者の養成に努めるとともに、市役所に手話通訳者等を常駐させ、日常生活に必要な通訳に対応可能な支援体制を確立します。

また、派遣事業の広報活動を進め、サービスを利用していなかった障がい者への周知を行うとともに、市主催の行事やスポーツイベントなどにも手話通訳者等を派遣し、障がい者の社会参加を促進します。

今後の利用見込みについては、手話言語条例の制定等周辺環境の整備による利用の増加を想定した値とします。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	
手話通訳者派遣事業	見込量	回/年	80	80	80	80	80	80	110	110	110
	実績	回/年	58	69	73	98	103	102			
要約筆記者派遣事業	見込量	回/年	10	15	20	20	20	20	40	40	40
	実績	回/年	22	20	24	32	35	10			

※実績値 令和2年度は見込み

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、障がい者に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図るものです。利用者負担は原則1割です。

障がいのある人が身体機能等を最大限に発揮し、自立生活や社会参加を行う上で日常生活用具は不可欠です。現状では、排泄管理支援用具の給付が年々増加しています。障がいのある人の状況やニーズに応じた適切な生活用具の提供が必要です。

事業名	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。

在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作を円滑にするため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【主な取組】

障がい者等の地域移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見込まれるため、必要な予算の確保をするとともに、相談支援事業者や入所施設、病院との連携により制度の周知を図ります。また、各種用具の機能や性質の向上、利用者のニーズに合わせた給付品目の見直しを定期的に行うとともに、事業の拡大に努め、利用者の日常生活の向上を図ります。

今後の見込量の推移については、制度利用者の大幅な変動は考えにくいことから、第5期計画における実績の近似値を設定しています。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)
介護・訓練支援用具	見込量	件/年	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績	件/年	7	4	5	5	3	3		
自立生活支援用具	見込量	件/年	22	24	26	15	15	15	15	15
	実績	件/年	15	9	13	9	7	15		
在宅療養等支援用具	見込量	件/年	20	22	24	15	15	15	20	20
	実績	件/年	14	14	11	27	5	20		
情報・意思疎通支援用具	見込量	件/年	25	27	29	60	60	60	80	80
	実績	件/年	33	47	36	51	37	80		
排泄管理支援用具	見込量	件/年	2,100	2,400	2,600	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	実績	件/年	1,986	2,031	1,989	1,832	1,849	2,100		
居宅生活動作補助用具（在宅改修費）	見込量	件/年	5	5	5	5	5	5	5	5
	実績	件/年	4	3	3	1	1	1		

※実績値 令和2年度は見込み

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とするとともに、手話奉仕員養成研修講座を開催することで、聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

【主な取組】

手話講座を通年実施し、手話についての理解普及を進めるとともに、手話通訳者等の人材養成に努めます。今後も研修修了者の減少を防止するよう努めることから現状を維持する値を目標値とします。なお、第5期計画までは具体的な見込量、実績を提示していませんでしたが、第6期計画より提示することとします。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
手話奉仕員養成 研修事業	見込量	修了者数	-	-	-	-	-	15	15	15
	実績	修了者数	18	23	15	10	8	15		

※1 第4期、第5期は見込量未設定
 ※2 実績値 令和2年度は見込み

⑨ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出において、移動の支援の必要がある障がい者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

※移動支援は、基本的には車に乗せて支援をすることではなく、移動中・移動先での介助、付き添いです。車を使つての送迎は、道路運送法の許可が必要です。ヘルパーは運転業務ができません。

【主な取組】

障がい者等の地域生活移行が進むことに合わせて、地域での自立生活に必要な移動支援サービスの需要が高くなることが予想されるため、現在実施しているマンツーマンによる個別支援型のサービスを基本としながら、グループ支援型や車両輸送型などのサービスについては、現在要望が挙がっていない状況ですが、必要が生じた場合は、実施に向けた検討を行います。

なお、第6期計画における見込みに関しては、現状の利用者が今後も利用を続けていく前提で設定をしました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
移動支援事業	見込量	実利用人数	35	35	40	40	40	40	35	35	35
		実施事業所数	10	12	14	9	9	9	10	10	10
	実績	実利用人数	31	31	30	33	33	31			
		実施事業所数	15	15	10	11	13	10			

※実績値 令和2年度は見込み

⑩ 地域活動支援センター（機能強化）事業

在宅の障がい者に対し、日中の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加を図ります。

【主な取組】

地域活動支援センターは、現在は市内のサービス提供事業所1事業所、市外の1事業所に利用者が通所しています。しかし近年利用者が減少しており、サービス提供事業所においては運営が困難な状況になっています。しかし、障がい福祉サービスを利用する段階にない障がい者にとっては、障がい福祉サービスへ繋げていくために欠かせない事業であることから、第6期計画についても2事業所による事業展開を見込みます。

なお、第5期計画までは具体的な見込量、実績を提示していませんでしたが、第6期計画より提示することとします。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
地域活動支援センター	見込量	実利用人数	-	-	-	-	-	5	5	5
		実施事業所数	-	-	-	-	-	2	2	2
	実績	実利用人数	11	15	15	10	8	3		
		実施事業所数	2	2	2	2	2	2		

※1 第4期、第5期は見込量未設定
※2 実績値 令和2年度は見込み

(2) 任意事業

① 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情により、居宅での生活が困難な障がい者に対して低額な料金で居室を提供し、地域生活を支援します。

【主な取組】

今後の方向性として、グループホーム等への移行が想定されますが、継続して実施事業所へ管理人の人件費分相当額を補助するとともに、必要な支援を行います。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
福祉ホーム事業	見込量	実利用人数	2	2	1	1	1	1	1	1
		実施事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	実利用人数	1	1	1	1	1	1		
		実施事業所数	1	1	1	1	1	1		

※実績値 令和2年度は見込み

② 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者（児）の家庭に訪問入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。対象者は、重度身体障がい者（児）四肢麻痺・体幹機能障がい・脳性小児麻痺等です。

【主な取組】

継続して実施し、利用希望に対応できる体制を確保に努めるとともに、相談支援事業との連携により、在宅の対象者等への周知を行い利用の拡大を図ります。本市内には対応する事業所は1箇所ですが、第6期計画も現状に即した実績を見込みます。

【サービスの推移と見込み】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		訪問入浴 サービス事業	見込量	延利用人数（人日）	220	220	220	450	450	450	400
実施事業所数	5			5	7	1	1	1	1	1	1
実績	延利用人数（人日）		368	366	415	473	458	378			
	実施事業所数		3	3	2	1	1	1			

※実績値 令和2年度は見込み

② 更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業

障害者総合支援法に規定する自立訓練や就労移行支援施設等で訓練を受けている身体障がい者等に訓練経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。また、福祉事業所を利用する要件を満たした身体障がい者等が、一般就労を開始した時に就職支度金を給付します。

【主な取組】

第5期計画中の実績はありませんが、継続して実施し、社会復帰と一般就労の促進を図るとともに、事業所との連携を図り対象者の把握と事業周知に努めます。

④ 日中一時支援事業

日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある方について、活動の場を提供し社会に適応するための日常的な訓練等の支援をするとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

【主な取組】

介護者の不在や保護者の就労等を原因として本サービスの利用に関する要望は拡大傾向にある。今後もサービス提供事業者と連携し効果的なサービス確保に努めるとともに、学齢期の障がい児を受入れている日中一時支援事業所等に対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう機能強化を促し、放課後等デイサービス事業所への移行を推進します。今後もサービス利用量の減少は見込めないことから現状に即した見込量を設定します。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	第4期			第5期			第6期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		日中一時 支援事業	見込量	延利用人数(人日)	1,800	1,750	1,750	2,200	2,200	2,200	2,800
実施事業所数	10			9	9	9	9	9	9	9	9
実績	延利用人数(人日)		1,479	1,721	2,229	2,115	2,568	2,826			
	実施事業所数		10	9	7	9	9	9			

※実績値 令和2年度は見込み

⑤ 巡回支援専門員整備事業

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場（5歳児発達相談会等）に巡回支援等を実施し、障がい者が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ることを目的とし実施します。

【主な取組】

大分県発達障がい者支援専門員を派遣調整し、地域における中核的な拠点である「児童発達支援センター」を中心に、福祉、保健、子育て、教育の各担当部門や保育所、幼稚園、学校、児童通所事業所等が連携することにより、児童や発達障がい児等の福祉の向上を図ります。

⑥ 社会参加促進事業

・点字、声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な重度の視覚障がい者に行政情報等を提供するため点字・声の広報誌を定期的に配送します。

・スポーツ、レクリエーション教室開催等

障がい者スポーツの普及拡大のため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

・運転免許取得、自動車改造助成事業

自動車教習所で普通運転免許を新規に取得する身体障がい者に対し、取得費用のうち100,000円を限度に助成します。また、自らが所有し運転する自動車の手動装置などの一部を改造することにより、社会参加が見込まれる人で所得要件に該当する場合、改造経費のうち100,000円を限度に助成します。

【主な取組】

○障がい者がスポーツ・レクリエーションを通じて体力を維持・増強するとともに、社会参加ができるよう参加しやすいプログラムの充実を図ります。

⑦ 障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

【主な取組】

- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに伴い、障がい者虐待防止センターを設置しました。緊急通報時及び虐待発生時の支援体制の確立や、一時保護のための居室の確保を行います。
- 権利擁護・虐待防止部会等の活動を通じ、市民への啓発活動をはじめとした障がいのある人への虐待防止等に努めます。

第3部 障がい児福祉計画（第2期）

第1章 計画の基本的考え方

佐伯市障がい者計画（第3次）の基本理念を踏まえつつ、次に挙げる5つを基本方針とし、その推進を図ります。

基本方針1 障がい児の利益考慮と健やかな育ちの推進

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちを支援します。

基本方針2 障がい児への早期かつ一貫性のある支援の提供

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

基本方針3 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進

障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

基本方針4 質の高い支援の充実と関連機関との連携の推進

障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障がい児支援の地域格差をなくし、どこにいても良質なサービスが受けられるよう地域支援体制の構築を図ります。

また、指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります。

基本方針5 医療的ケア児の包括的な支援体制の構築

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

第2章 児童福祉法上のサービスの事業量の推計等

1 令和5年度の目標の設定

国の成果目標に基づき、以下の体制、サービス等を整備します。

●重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援等の充実

本市では、重層的な地域支援体制の構築を目指すための中核施設として、児童発達支援センターを1箇所設置しています。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するためには、受け入れに対応するための基盤整備が必須となります。現在は児童発達支援センターが保育所等訪問支援事業を行い、関係者のスキルアップ等による基盤整備を進めている状況です。今後もインクルージョンの推進を目指して、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援サービスの利用を促進します。

また、第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画との連携のもと、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に務め、保育所等における障がい児の受入れ体制の整備・確保を図ります。

●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保することを基本的目標とします。なお、市単独での確保が困難な場合には、圏域で確保します。

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本的目標とします。なお、市単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域で設置します。

現在本市では、医療的ケア児等コーディネーターを1名確保している状況です。

2 児童福祉法上のサービス

(1) 児童発達支援

乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《見込量の考え方》

児童発達支援について、第1期計画期間中は横ばいの利用状況が続いています。なお、現状での本市内におけるサービス提供事業所は、4箇所となっています。

第2期計画の見込量については、利用実績及び今後の新規利用を見込み、令和5年度(2023年度)には55人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	(障がい福祉計画) 第4期			(障がい児福祉計画) 第1期			(障がい児福祉計画) 第2期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		児童発達支援	見込量	人日/月	350	350	400	770	770	770	633
利用人数/月	35			35	40	70	70	70	57	56	55
実績	人日/月		620	829	644	704	656	521			
	利用人数/月		53	60	47	60	59	53			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

(2) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援については、第1期計画期間中は利用実績がなく、第2期計画においては、第1期計画同様1人見込んでいます。佐伯市における事業所の単独確保は困難と見込んでおり、広域的な対応が必要と考えられます。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	(障がい福祉計画) 第4期			(障がい児福祉計画) 第1期			(障がい児福祉計画) 第2期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
		医療型 児童発達支援	見込量	人日/月	5	5	5	5	5	5
利用人数/月	1			1	1	1	1	1	1	1
実績	人日/月		0	0	0	0	0	0		
	利用人数/月		0	0	0	0	0	0		

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

(3) 放課後等デイサービス

学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

《見込量の考え方》

第1期計画期間中は利用者数の増加に併せて利用量の増加も見られました。要因としては新規事業所の開設等が考えられます。なお現時点における本市内のサービス提供事業所数は6箇所となっています。

第2期計画の見込量は、現状の増加傾向が当面続くものと見込み、令和5年度（2023年度）において、91人と見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	（障がい福祉計画）第4期			（障がい児福祉計画）第1期			（障がい児福祉計画）第2期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		放課後等デイサービス	見込量	人日/月	480	480	540	1,100	1,100	1,100	1,195
利用人数/月	40			40	40	85	85	85	83	87	91
実績	人日/月		716	805	939	957	1,080	1,262			
	利用人数/月		47	57	67	71	75	84			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

《見込量の考え方》

第1期計画期間中では見込量を下回る実績となりました。要因としては保育所や学校等現場における受入体制の充実や放課後等デイサービス等の利用量の増加などさまざまな理由が考えられます。

第2期計画の見込量は、令和5年度（2023年度）において2人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	（障がい福祉計画）第4期			（障がい児福祉計画）第1期			（障がい児福祉計画）第2期			
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	
		保育所等訪問支援	見込量	人日/月	2	2	2	30	30	30	3
利用人数/月	2			2	2	30	30	30	2	2	2
実績	人日/月		1	0	14	7	0	0			
	利用人数/月		1	0	10	5	0	0			

※ 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

(5) 居宅訪問型児童発達支援

第1期計画から始まった事業です。外出が著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問する発達支援です。

《見込量の考え方》

第1期計画期間中は利用実績がありませんでした。要因としては本市内に対応する事業所がない点等が考えられます。

第2期計画の見込量は、令和5年度（2023年度）において1人の利用を見込みました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	（障がい福祉計画）第4期			（障がい児福祉計画）第1期			（障がい児福祉計画）第2期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
居宅型 児童発達支援	見込量	人日/月	/	/	/	/	/	/	/	/
		利用人数/月	/	/	/	/	/	/	/	/
	実績	人日/月	/	/	/	0	0	0	/	/
		利用人数/月	/	/	/	0	0	0	/	/

※1 第1期は見込量未設定
 ※2 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み

(6) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用しようとする障がい児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

《見込量の考え方》

障害児相談支援サービスとは、本市内に8箇所ある障害児相談支援事業所において、児童通所サービスを利用するために必要なサービス等利用計画を策定するサービスです。

障害児相談支援サービスに関しては、児童通所サービスの提供総数の推計値を根拠として件数を想定しました。なお、第1期計画までは各年度末の利用者数を計上してきましたが、サービス提供月による増減があり年度ごとの状況把握が困難でしたので、第2期計画からは年間を通じた1か月当たりの平均値を計上することとしました。

【サービスの推移と見込量】

	単 位	（障がい福祉計画）第4期			（障がい児福祉計画）第1期			（障がい児福祉計画）第2期		
		平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
障害児相談支援	見込量	相談支援の「計画相談支援」に含む			20	25	30	57	58	59
	実績	相談支援の「計画相談支援」に含む			54	48	20	/	/	/

※1 実績値は各年度3月利用分、令和2年度は見込み
 ※2 令和3年度以降の見込量は、年間を通じた1か月当たりの平均量で計上

[サービス提供についての考え方]

- 障がい福祉関係以外の子ども施策と関連し、発達に課題のある子どもがより療育の機会を活用しやすい環境の整備を目指します。
- 発達に課題のある子どもに対して健診等の結果を活用し、より早期に療育へと結び付けることが可能な環境の整備に努めます。
- 医療的ケアが必要となる子どもの療育について、県、市が連携を取りつつ対応についての検討を行います。
- 障害児相談支援事業所の活用を進めて、療育、保育、教育、医療関係機関等の連携を深め、多面的な支援が行えるような環境の整備を進めます。

資 料

用語集

あ・か行

一般就労	企業や公的機関などに就職して、労働契約を結び働く一般的な就労形態のこと。それに対して働き方が難しい障がい者の就労を総じて「福祉的就労」という。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
権利擁護	生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び障がい者が安心して日常生活が送れるよう、弁護または擁護すること。
高次脳機能障がい	病気や事故などの原因により脳が損傷を受けたことにより、知覚・記憶・言語・学習・推理・判断などの認知機能や感情・意志などの情緒機能(高次脳機能)に障がいが見られた状態。
合理的配慮	障がい者一人一人の必要により、その状況に応じた変更や調整などを、負担がかかりすぎない範囲で行うこと。

さ行

手話通訳者派遣事業	耳や言葉の不自由な人の社会参加を図るため、手話通訳者等を派遣する事業。佐伯市内で手話通訳者の派遣を必要とする方、聴覚障がい者等を対象とした事業を実施する公共団体、公共的団体などに対し手話通訳者等を派遣している。費用は無料。
障がい者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき市町村に設置する機関。 虐待対応の窓口となる佐伯市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待の通報等の受理、防止、相談、助言、緊急一時保護対応を行っている。
障害者優先調達推進法	障がい者が自立した生活を送るために経済的基盤の確立が必要で、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設から物品の調達を行うよう定めたもの。
障がい者就業・生活支援センター	障がい者の就労機会の拡大を図るため国・県・市が連携して設置し、障がい者やその家族の求めに応じて職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援などの支援を行う。
成年後見制度	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。契約を本人に代わって行う権限や(代理権)、本人が誤った判断で契約をした場合にその契約を取り消すことができる(同意権・取消権)などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等(補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人)に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援などを行い、これらの人を不利益から守る制度。

た・な行

地域移行	住まいを施設や病院から単に地域社会へ戻すことではなく、それぞれの障がい者が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などが主な機能として挙げられる。
難病	原因がわからず、治療方法が確立されていない病気や慢性的で社会生活を送る上で困難のある病気。 指定難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で指定された病気で、医療給付制度の対象である。
ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルであるという考え方。

は・ま行

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱しており、その主な職務は、地域住民の相談や、援助活動、福祉サービスの情報提供、福祉事務所、児童相談所等の関係行政機関への協力などとされている。民生委員と児童委員は兼務とされる。

や・ら・わ行

要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法で、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。一般的には、OHP(オーバー・ヘッド・プロジェクター)を使用し、話し手の話の内容をTP(トランス・ペアレन्シー)に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。近年ではパソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する新たな方法も用いられてきている。要約筆記奉仕員とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。
------	---

佐伯市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項各号に基づき、市が行う相談支援事業及び地域の障害福祉サービスその他のサービスの実施に際し、中立かつ公平な相談支援事業の実施及び地域の関係機関との連携の強化を図るため、佐伯市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託相談支援事業者の事業評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害者福祉計画等の進捗管理、検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員で組織する。

2 協議会は、必要に応じて定例会、運営会議、部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第3号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(報告)

第8条 会長は、協議会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、佐伯市障害者福祉計画及び佐伯市障害福祉計画（以下「障害者福祉計画等」という。）の策定を行うため、佐伯市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障害者福祉計画等の策定に関すること。
- (2) 障害者福祉計画等の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、前項第3号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会の設置)

第8条 委員会の会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の会議における協議、検討に必要な事項について、調査、研究等を行い、適宜、委員会に提出するものとする。

3 幹事会の幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

4 幹事会に代表幹事を置く。

5 代表幹事は、福祉保健部障がい福祉課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 幹事会の招集

(2) その他幹事会の運営に必要な事項

6 幹事会は、必要に応じて、幹事以外の関係者に対し、協力を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月7日告示第154号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第37号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 50 号）
この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

佐伯市地域自立支援協議会及び佐伯市障害者福祉計画等策定委員会 委員名簿

(令和3年3月現在)

	団 体 名 称 等	氏 名	備考	
1			会長(委員長)	
2			副会長(副委員長)	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 団体名称等及び氏名記入 </div>			
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				